

訪問看護ステーションふかや料金表＜医療保険＞

適用：令和7年1月1日

利用料は以下の料金表のとおりです。ご利用者の負担割合に応じた料金をお支払いいただきます。

- ※後期高齢者の方 → 1割負担 (現役並み所得者：3割負担)
- ※70歳～74歳の方 → 2割負担 (現役並み所得者：3割負担)
- ※70歳未満の方 → 3割負担 (6歳義務教育就学前：2割負担)

【看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士】

基本項目		料金
基本療養費1 (1回30分～90分)	週3日まで(1日につき)	5,550円
	週4日以降(")	6,550円
機能強化型 訪問看護管理療養費2	月の初日のみ	10,030円
訪問看護管理療養費1	月の2日目以降(1日につき)	3,000円

【共通加算】

項目	料金	算定	内容
難病等複数回訪問加算	4,500円 8,000円	1日につき	1日に2回訪問の場合 1日に3回以上訪問の場合
長時間訪問看護加算	5,200円	週1回	90分を超える場合
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円	1日につき	夜間(18時～22時) 早朝(6時～8時)
深夜訪問看護加算	4,200円	1日につき	深夜(22時～6時)
退院時共同指導加算	8,000円 (特別管理対象者は +2,000円)	退院又は退所時 1回又は2回	ご利用者が病院、老人保健施設等より退院又は退所するにあたり、ステーションの看護師等が入院先の医師等と共同で在宅生活の指導を行い、文書で指導内容を提供した場合
退院支援指導加算	6,000円	退院日又は退院後 初回訪問時	退院日に療養上必要な指導を行った場合
24時間対応体制加算	6,800円	月1回	ご利用者の同意を得た場合
緊急訪問看護加算	2,650円	1日につき (月14日目まで)	ご利用者又は家族の緊急の求めで、主治医の指示に基づき、緊急訪問看護を行った場合
	2,000円	1日につき (月15日目以降)	
在宅患者連携指導加算	3,000円	月1回	医療関係職種間で共有した情報を踏まえて、他職種に情報提供した場合

在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	2,000円	月2回	急変や診療方針の変更等に伴い、主治医の求めによりカンファレンスを行った場合
特別管理加算	(I) 5,000円 (II) 2,500円	月1回	厚生労働大臣が定める区分に該当し 計画的な管理を行った場合 (在宅酸素・在宅中心静脈療法、褥瘡の状態、管類が入っている方等)
医療DX情報活用加算	50円	月1回	オンライン資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
情報提供療養費1～3	1,500円	月1回	ご利用者又は家族の同意を得て、保険医療機関や介護老人施設等へ訪問看護の状況を提供した場合
乳幼児加算	1,300円	1日につき	乳幼児(6歳未満)の場合 (厚生労働大臣が定める区分に該当する利用者の場合には1,800円)
ターミナルケア療養費1	25,000円	死亡月	
ベースアップ評価料(I)	780円	月1回	医療に従事する職員の賃金改善を図る体制にある場合

【自費会計】

項目	料金(税込)
エンゼルケアセット	11,000円